

加賀市自動体外式除細動器パッド購入補助金交付要綱

平成30年3月31日

告示第50号

(趣旨)

第1条 消防法(昭和23年法律第186号)第35条の10第1項の規定に基づく救急業務への協力により、本市における救命率の向上を図るため、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)パッドの購入費について、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、加賀市AEDステーション認定制度実施要綱(平成26年加賀市消防本部告示第8号。以下「実施要綱」という。)第2条第2号に規定する事業所等(以下「事業所等」という。)であって、補助金の交付を申請しようとする日の前3月以内に市内で発生し、消防機関が覚知した救急事案における応急手当に際して、その所有し、又は管理するAEDを応急手当のために提供した事業所等とする。

2 前項の規定にかかわらず、その所有し、又は管理するAEDが、国、地方公共団体等の補助制度等を利用して整備(更新を含む。)されたものであるときは、補助金を交付しないものとする。

(補助内容)

第3条 補助金の交付対象となるAEDパッドは、第2条第1項に規定する応急手当に使用したことに伴う更新に関するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この条の規定にかかわらず予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、AEDパッドの購入費用の2分の1以内の額とし、15,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。